

雇用者給与等支給額の計算に注意



令和7年3月期における 法人税の誤りやすいポイント

4月に入り、3月決算作業も忙しくなってくるが、例年、課税処理が明確にもかかわらず、申告の際に処理が誤っている項目が散見されているので留意したい。例えば、中小企業向け賃上げ促進税制では、雇用者給与等支給額の計算において、給与等に充てるための他の者から支払を受ける金額が控除されていないケースがあるという。また、減価償却制度では、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物について、定率法を適用している誤りがある。本特集では、3月決算において中小企業が誤りやすい法人税処理の留意点を解説する。



前期の雇用者給与等支給額と一致しない場合は誤り

改正が頻繁に行われていることもあり、例年、誤りが散見されるのが中小企業向け賃上げ促進税制だ。例えば、雇用者給与等支給額の計算において、給与等に充てるための他の者から支払を受ける金額が控除されていないケースが多いという。雇用者給与等支給額とは、適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される全ての国内雇用者に対する給与等の支給額のこと。ただし、補填額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額から「雇用安定助成金額」及び「役務の提供の対価として支払を受ける金額」を除いた金額）がある場合には、給与等の支給額から控除することとされている。

また、前期も中小企業向け賃上げ促進税制の適用を受けている場合、当期の申告書（別表六（二十四）（令和6年4月1日以後終了事業年度分）の「5」欄（比較雇用者給与等支給額）の金額と前期の申告書の「4」欄（雇用者給与等支給額）の金額が一致することになるが、一致しない場合には税額控除の計算に誤りがあるとしている。なお、前期の月数と当期の月数が異なる場合や組織再編成があった場合は、税額計算に誤りがなくても不一致になる場合がある。

その他、国内雇用者に対する給与等の支給額の計算においては、使用人から役員の特珠関係人は除かれることになるので留意したい。



中小企業投資促進税制の税額控除は資本金3,000万円以下が対象

多くの中小企業が適用している中小企業投資促進税制（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

における税額控除は、資本金の額等が3,000万円以下の法人等に限られているが、3,000万円を超えているにもかかわらず、税額控除